



2022年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社日住サービス
代表者名 代表取締役社長 中村 友彦
(コード番号 8854 東証第2部)

問合せ先 上席執行役員管理本部長 嶋吉 洋
(TEL 06-6343-1841 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の第46期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款の一部変更について

1. 変更理由

- (1) 本社機能の再構築及び事業運営のさらなる効率化を目的として、現行定款第3条に定める本店の所在地を、大阪市から創業の地である神戸市へ変更するものであります。
- (2) 当社は、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が、株主総会の活性化、効率化につながり、また感染症や自然災害を含む大規模災害の発生等への対策にも資すると考え、株主の皆様利益にも照らして適切であると取締役会が判断したときに、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、変更するものであります。

なお、本変更は、当社が「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、その効力が生ずるものといたします。

- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、新設するものであります。
- ②変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため、新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記①から③までの新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>神戸市</u> に置く。

<p>(招集の時期)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集する。</p> <p>〈新設〉</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(招集の時期及び方法)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>〈削除〉</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 第 3 条の変更は 2022 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>第 2 条 変更前定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更後定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、2023 年 3 月 1 日又は上記 3 に規定する株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

以上